

放射能野放しも  
再処理費用負担も  
核管理社会も  
ごめんだ!!

# 原子力 2法案反対 議員と市民の 意見交換会

2月6日(日) 14:00 ~ 16:30  
全水道会館・大会議室

報告者

末田一秀 (核のごみキャンペーン関西)

西尾漠 (原子力資料情報室)

主催＝原子力2法案反対全国集会実行委員会

呼びかけ＝放射性廃棄物スソ切り問題連絡会 (<http://www2.gol.com/users/amsmith/susokiri.html>)

コストから原発を考えるプロジェクト (<http://fukurou.txt-nifty.com/cost/>)

連絡先＝◎原子力資料情報室 03-5330-9520 (<http://cnic.jp>) ◎グリーン・アクション 075-701-7223 (<http://www.greenaction-japan.org>) ◎グリーンピース・ジャパン 03-5338-9809 (<http://www.greenpeace.or.jp>)

参加・賛同（2月6日現在）

個人

16名

団体

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会

みみずの会

グリーン・アクション

ふえみん婦人民主クラブ

核のごみキャンペーン関西

放射能汚染からふるさとの自然と子どもたちの命を守る会

原子力資料情報室

グリーンピース・ジャパン

原水爆禁止日本国民会議

原発を考える品川の女たち

放射能野放しも  
再処理費用負担も  
核管理社会も  
ごめんだ!!

# 原子力 2法案反対 議員と市民の 2/7(月)意見交換会

午前 11 時～ 衆議院第一議員会館第四会議室

報告 末田一秀 (核のごみキャンペーン関西) 西尾漠 (原子力資料情報室)

# 国会提出予定法案の想定スケジュール

法案	主務官庁等	提出予定時期	成立見通し	施行予定時期
原子炉等規制法改正案	原子力安全・保安院 文部科学省	2月中旬～下旬	3月中?	年末前後
バックエンド新法	資源エネルギー庁	2月18日	〃	10月
租税特別措置法改正案	財務省	〃	〃	〃
省エネルギー法改正案	資源エネルギー庁	3月上旬	4月以降?	
地球温暖化対策推進法改正案	環境省	〃	〃	
ITER関連法案	文部科学省			
サマータイム法案	議員連盟			

第三種郵便物認可

週刊 エネルギーと環境

No. 1827 2005. 1. 27

## 今国会に提出される原子力関連2法案の概要

◇原発使用済燃料再処理等積立金の積立て・管理法案

(1) 積立金の資金管理法への積立ての義務づけ

○届出…原子炉設置者および再処理事業者等は、毎年度、再処理等実施計画等を経産大臣に届け出る

○積立額の算定と通知…経産大臣は届出事項等を踏まえ、毎年度、積立額を算定し、原子炉設置者に通知

○積立て…原子炉設置者は、毎年度、経産大臣から通知を受けた額を資金管理法に積み立てる

(2) 積立金の資金管理法からの取り戻し

○取り戻し…原子炉設置者は、再処理等の実施費用に充てるため、経産大臣の承認を受けた取り戻しに関する計画に従って、積立金を取り戻す

(3) 資金管理法の監督

○指定…経産大臣は、申請により、全国を通じて一個に限り、営利を目的としない法人を積立金管理を行う資金管理法として指定

○監督…経産大臣は、資金管理法が作成する資金管理業務規程の認可、監督命令、立入検査等を通じて、資金管理法の積立金管理業務を監督

◇核原燃料物質・原子炉規制法改正案

(1) 核物質防護対策の強化

国際原子力機関 (IAEA) の策定した核物質防護ガイドラインに対応した防護措置を講ずるため、核物質防護検査官が、核物質防護規定の遵守状況を監視する制度を新設。また、防護に関する秘密を知り得る事業者 (委託事業者を含む) とその従業者等に対して守秘義務を課し、違反者に対しては罰則を適用 (国外犯も規定)

(2) クリアランス制度の導入

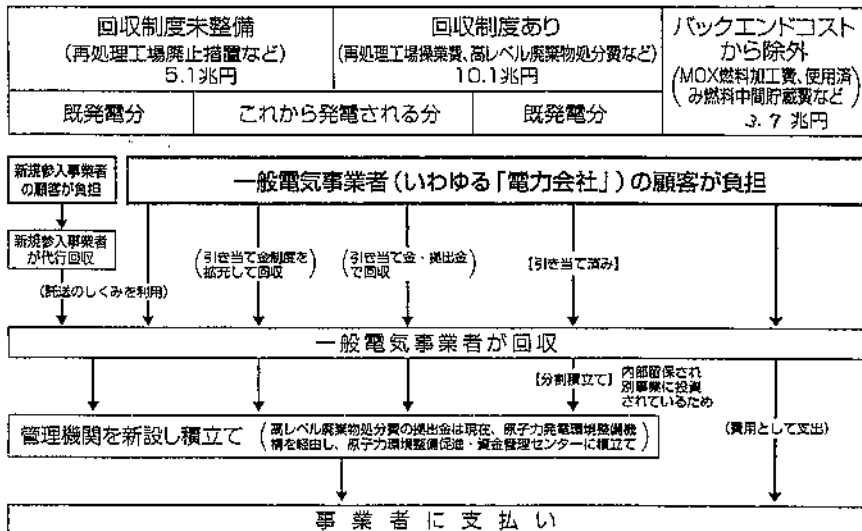
原子力施設に用いられた金属、コンクリート等で放射能濃度が十分低いことを主務大臣が確認したものを「核燃料物質によって汚染された物」でないものとして取り扱う旨の規定を設け、通常の廃棄物と同等の処分・再生利用を可能にする

(3) 廃止措置の安全規制に関する規定の整備

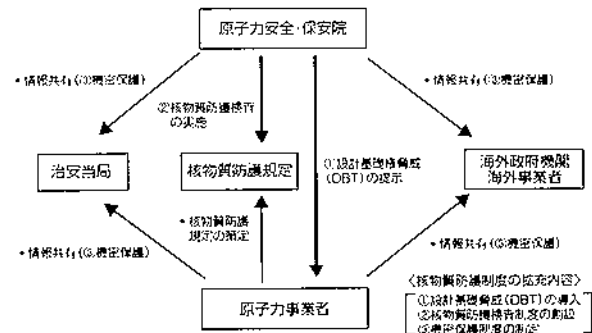
供用終了後の原子炉等の廃止措置に関する規制の充実を図るため、その原子炉等を廃止する事業者に対し、廃止措置の計画の認可を受けることを義務付け、終了時に主務大臣の確認を受けることとする等の規定を整備する

反原発新聞 第315号 2004年6月20日

## 「バックエンドコスト18.8兆円」負担制度案の概要



## 新たな核物質防護制度の概要



# 原子力施設における核物質防護対策の強化について

総合資源エネルギー調査会

原子力安全・保安部会原子力防災小委員会

## 3. 設計基礎脅威 (DBT) の考え方

事業者が現実の脅威に的確かつ迅速に対応し、効果的な防護措置を講ずるためには、事業者が核物質防護システムの設計に当たり考慮すべき脅威を国が策定し、事業者に提示し、事業者は当該脅威情報に基づき具体的な核物質防護システムを構築することが重要である。

### 3-1 設計基礎脅威 (DBT) の定義

IAEA のガイドライン (INFCIRC/225/Rev. 4) によれば、「設計基礎脅威 (DBT)」の定義は以下のとおりである。

「核物質の不法移転又は妨害破壊行為を企てるおそれのある潜在的内部者及び/又は外部からの敵の属性及び性格。これに対して核物質防護システムが設計され、評価される。」

その具体的内容のイメージは、①仮想敵 (テロリスト、不満を持つ従業員等)、②人数、③戦術 (偽りの証明証を用いて警備システムを突破する偽計等)、④不法行為 (警備システムを突破する公然とした実力行使等)、⑤隠密 (検知システムを破って密かに施設に侵入等)、⑥能力 (防護システム等に関する知識、襲撃のスピード、武器・爆薬・道具等の所持等) 等。事業者が核物質防護システムを構築する際の設計の基礎となることから「設計基礎脅威 (DBT)」と呼ばれる。

## 4. 核物質防護検査の在り方

DBTに対応した防護措置等を規定した「核物質防護規定」の遵守状況を国が監視し、防護措置が的確に実施されていることを確認するため、事業者が講じた防護措置の妥当性を国が定期的に検査する制度が必要である。(資料10)

### 4-1 検査の種類

核物質防護検査の内容として、以下の3種類の検査を実施する。(資料11)

- ① 防護基準適合性検査
- ② タイムライン評価
- ③ 実証訓練評価

上記①は、国が設定した核物質防護に係る最低要求水準 (防護基準) の遵守状況を検査するものであり、上記②及び③は、国が想定した DBT に対する防護能力水準 (達成水準) の評価を行うものである。

上記の他、恒常的に日常点検業務 (数週間に1回程度を目安) を行うとともに、必要に応じ、立ち入り検査等を実施する。

## 6. その他の検討すべき事項

### 6-3 原子力施設の内部脅威への対応

昨今の国際的なテロ情勢の緊迫化に伴い、我が国においてもテロの脅威が高まりつつある中、原子力施設に限らず空港や港湾等の重要施設においては、外部からの攻撃への対策のみならず、従業員による内通または自らによる破壊工作等の内部脅威に対する対策が課題となっている。ただし、原子力施設について内部脅威対策を検討する場合は、脅威の具体的な態様や有効な防護手段について十分な検討を行うとともに、民間の企業活動への国の介入や個人のプライバシーの侵害等を招かないよう、慎重に検討を進めることが必要である。

## 守秘義務対象施設の概要

情報の種類	原子力施設(特定核燃料物質の防護区分)			
	再処理施設 MOX加工施設 (区分Ⅰ)	原子炉施設 (実用炉・研究開発段階炉) (区分Ⅰ・Ⅱ)	ウラン加工施設(注1) (区分Ⅲ)	廃棄物管理施設等 (注2) ( - )
脅威情報	○	○	×	×
防護情報	防護設備情報	○	○	×
	防護運用情報	○	○	×
施設情報(注3)	○	×	×	×

○: 守秘義務規定を適用  
×: 守秘義務規定の適用なし

注1: ウラン加工施設については、DBT適用対象外であるため守秘義務対象施設とならない。

注2: 廃棄物管理施設、製錬施設及び貯蔵施設については、現在、防護対象特定核燃料物質を取り扱う施設がないため、守秘義務の対象施設とならない。

注3: 施設情報については、脅威の程度の高い区分Ⅰの物質を扱う再処理施設及びMOX加工施設におけるプルトニウムの所在場所(例: MOX粉体貯蔵庫)を対象とする。

## 守秘義務対象者の概要

情報の種類	原子力事業者	設計業者	施工業者	維持管理業者	警備会社	備考
脅威情報	○	○	-	-	○	対象施設は再処理施設、MOX加工施設及び原子炉施設
防護情報	防護設備情報	○	○	○	○	対象施設は再処理施設、MOX加工施設、原子炉施設及びウラン加工施設
	防護運用情報	○	○	-	-	
施設情報	○	○	○	○	○	対象施設は再処理施設及びMOX加工施設

○: 核物質防護秘密を知り得る者

① 脅威情報: DBT\*またはDBTに関する指針の情報

② 防護情報:

A: 防護設備情報(防護施設固有の情報\*、警報・監視システムの情報\*、防護用通信システムの情報\*)

B: 防護運用情報(防護体制の情報\*、警備運用の情報\*、原子力施設の防護計画の情報\*、防護措置の評価に関する情報)

③ 施設情報: 防護対象情報(標的となる物質の所在場所、在庫量等)\*

核物質防護秘密の対象となる情報は、IAEAの技術指針等を踏まえ、上記①~③の細目に掲げられた項目のうち、「不法に開示されると核物質及び原子力施設の防護を損なうおそれがある情報」とする。

上記①~③のうち、①の脅威情報は国が保有する情報、②の防護情報及び③の施設情報は事業者が保有する情報である。

## 職業上の守秘義務と罰則の例

法律	対象者(退職後も)	罰則
原子炉等規制法改正案	守秘義務指定者(民間人)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
原子炉等規制法	指定情報処理機関の役員・職員	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
独立行政法人通則法	役員	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
日本原子力研究開発機構法	役員・職員	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
国家公務員法 地方公務員法	職員	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
国家公務員倫理法 職業安定法	国家公務員倫理審査会長・委員 有料職業紹介事業者、同代理人、 従業者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 30万円以下の罰金
刑法	医師、薬剤師、医薬品販売業者、 助産師、弁護士、弁護人、公証人、 宗教者等	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
自衛隊法	隊員	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
“	防衛秘密取り扱い業務者	5年以下の懲役
特別防衛秘密保護法	業務者	10年以下の懲役

# 廃止措置を「認可制」に

保安部会 規制枠組みで報告

電新新聞 04.12.13

総合資源エネルギー調  
査会(経産相の諮問機関)  
原子力安全・保安部会は  
9日、第8回廃止措置安  
全小委員会(委員長・右  
博願吉・埼玉工大教授)

を聞き、原子力施設の廃  
止措置規制の基本的な枠  
組みを報告書にとりまと  
めた。廃止措置の開始に  
先立ち、事業者や原子炉  
設置者は現行の解体届、  
届出規制を位置付けた。

国は来年の通常国会に  
同規制制度を盛り込んだ  
原子炉等規制法の改正案  
を提出する。法改正後、  
小委は規制を施行するた  
め、より詳細な技術上の  
基準を整備する。

廃止措置に関し、現行  
規制では施設の運転中の  
規制が適用される面があ  
った。今後、原子炉施設  
の廃止措置が本格化する  
と予想されることから、  
小委では現行規制の課題  
をもとに、より適切な廃  
止措置規制のあり方につ  
いて検討を重ねた。

廃止措置開始時の規制  
としては、事業者などが  
策定する廃止措置計画を  
国が技術上の基準に適合  
することを審査した上で  
認可。同認可に伴い、施  
設の使用中の規制から廃  
止措置規制へ制度的に明  
確に移行する。

廃止措置終了時は、炉  
規制の規制を終了して問  
題ないか、国は事業者な  
どが講じた廃止措置が国  
の定める技術基準を満た  
すことを確認する。

廃止措置段階は、一般  
に、運転中に考慮すべき  
事故やこれに起因する放  
射性物質の環境への大量  
漏えいの危険性が低減す  
る。

廃止措置の進捗よくに  
伴い、安全確保の重要性  
の程度が順次変化するこ  
となどから、廃止措置の  
進捗よくに応じた段階的  
な規制を可能とする制度  
を取り入れる。

# 原子力2法案の提出に反対の声を

西尾 漢

新年の国会に原子力に関わる二つの法案が提出されようとしている。一つは原子炉等規制法の「改正」案で、原子力安全・保安院によれば次のような内容とされている。

- イ. 核物質防護規制の強化
- ロ. クリアランス制度の導入
- ハ. 原子力施設の廃止・解体の規制合理化
- ニ. 事故・故障の報告義務の規定
- ホ. 放射性廃棄物の海洋投棄の禁止
- ヘ. 罰金額の引き上げ等

もう一つは、未だどのような形の法案になるのか不明だが、いわゆるバックエンドコスト(後始末費用)の回収にかかわるものである。両法案とも、成立を許せば原子力が抱えるさまざまな危険性をいっそう大きくすることになる。とりわけ六ヶ所再処理工場の運転入りの条件整備ともなる法案である。

## これ以上の核管理社会化はごめんだ

原子炉等規制法の「改正」案のうち、核物質防護規制の強化とは、どういうことか。原子力安全・保安院の法案説明資料は言う。

1. 国が具体的に想定される脅威(「設計基礎脅威」)を設定。事業者は「設計基礎脅威」に対応した防護措置を義務づける。
2. 事業者の防護措置の実効性を監視するための検査制度を導入。国の核物質防護検査官が定期的「核物質防護検査」を行なう。
3. 核物質防護に関する情報管理を徹底す

るため、防護措置の業務を行なう従事者に対し、機微情報の守秘義務(罰則付き)を課す。

法案のもととなっているのは、総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会原子力防災小委員会が11月にまとめた報告書案『原子力施設における核物質防護対策の強化について』である。さらにさかのぼればIAEA(国際原子力機関)が1999年に公開した『核物質防護ガイドライン改定4版』に行き着く。このガイドラインの防護要件を満たすことを目的に上記小委員会が報告書案をまとめ、法案が準備されている。

設計基礎脅威の「具体的内容のイメージ」を、報告書から引用する。

「①仮想敵(テロリスト、不満を持つ従業員等)、②人数、③戦術(偽りの証明証を用いて警備システムを突破する偽計等)、④不法行為(警備システムを突破する公然とした実行行使等)、⑤隠密(検知システムを破って密かに施設に侵入等)、⑥能力(防護システム等に関する知識、襲撃のスピード、武器・爆薬・道具等の所持等)等」

こうしたイメージを、規制当局が「治安当局と協議し、策定」した上で事業者に提示し、事業者は、それに十分対応できるような防護措置を、施設ごとに「核物質防護規定」として取りまとめる。同規定は国の認可を受け、核物質防護検査官が「適切な核物質防護レベルを維持していることを評価し、必要に応じ改

善等の措置を命ずる」こととなる。

対象施設は、核兵器の製造やダークティボムなどによる核物質の散布につながる可能性のある「核物質の不正移転」を防ぐ観点から再処理施設やMOX加工工場等、放射性物質による被曝につながる可能性のある「原子力施設への妨害破壊行為」を防ぐ観点から商用原発、もんじゅ、再処理施設等が挙げられる。

機微情報の守秘義務には、「輸送の日程及び経路」といったものが含まれる。現在以上にこれらの情報が秘密化されれば輸送事故への対策はまったく取れず、沿線住民はいっそうの危険にさらされよう。

2004年11月1日付電気新聞には「守秘義務違反者への罰則は『国家公務員法と同等以上』(伊藤敏・保安院原子力防災課長)の厳しいものとする方針で、懲役刑も想定される」と書かれていた。国家公務員法の守秘義務違反者への罰則は「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金」だが、原子力事業者、設計業者、施工業者、維持管理者、警備会社といった民間企業の従業員に、国家公務員と同等以上の義務を課すことになる。

従業員はまた、「仮想敵」として監視されることにもなるのである。報告書案は「外部からの攻撃への対策のみならず、従業員による内通または自らによる破壊工作等の内部脅威に対する対策が課題」と述べている。「民間の企業活動への国の介入や個人のプライバシーの侵害等を招かないよう、慎重に検討を進めることが必要」とすることわり書きは、いかにも言いわけがましい。

## 放射能のスノ切りは許されない

クリアランス制度の導入については、すでに本誌でもたびたび危険性を指摘してきた。

最近では第357号を参照されたい。

その後、2004年10月に原子力安全委員会の放射性廃棄物・廃止措置専門部会が報告書『原子力施設及び核燃料使用施設の解体等に伴って発生するもののうち放射性物質として取り扱う必要のないものの放射能濃度について』をまとめ、新たな基準値を示している。IAEAが同年に出版した『安全指針RS-G-1.7』の評価と比較検討し、1~2歳児をも対象者とした評価などを行なった結果、おおむね厳しく再評価されているが、もちろんクリアランスの本質は変わらない。

原子力施設の廃止・解体の際の規制の合理化については、上記専門部会の廃止措置分科会が2004年12月、報告書案『原子力施設の運転終了以降に係る安全規制制度のあり方について』をまとめている。「運転・供用中と比較して潜在的危険性の程度が減少」として、「合理的な安全規制制度にしようとするものである」。

## 再処理費用の負担増はおことわり

バックエンドコストの回収とは、再処理工場の廃止措置費用などを消費者に負担させ、電力会社に対しては税制上の優遇をしようとする制度のこと。この廃止措置費用の額も、クリアランスと廃止措置の合理化次第で大きく変わる。核物質防護の規制強化も再処理施設を最大の対象にしている。つまり、2法案を止めれば、六ヶ所再処理工場の操業にもブレーキがかかるのだ。

とはいえ法案が提出されれば、残念ながら現在の国会では成立が確実視されている。そうならないようにするには世論の喚起しかない。残された時間はわずかだが、全力をつくしたい。

# ちょっと待った 原子炉等規制法「改正」

～ 放射性廃棄物のスソきり処分制度化に反対します～

## 放射性廃棄物スソきり問題連絡会

(呼びかけ団体：原水爆禁止国民会議、核のゴミキャンペーン、日本消費者連盟、廃棄物処分場問題全国ネットワーク、核のごみキャンペーン関西、原子力資料情報室)

連絡先：TEL075-701-7223 FAX075-702-1952 グリーンアクション  
TEL03-5330-9520 FAX03-5330-9530 原子力資料情報室



# クリアランス制度の導入

東海発電所（日本原子力発電株）の解体など、今後、原子力施設の廃止、解体が相次ぐ見通し。

原子力施設から生じる資材のうち、放射能汚染レベルの極めて低いものを再生利用（リサイクル）することは、資源の有効活用、循環型社会の形成の観点からも重要。



原子力施設から生ずる資材のうち、クリアランスレベル（人の健康への影響を無視できる放射性核種の濃度）以下であることを国が確認したものを、原子炉等規制法の規制から解放する制度を導入。

クリアランスされた資材は、産業廃棄物又は有価物として、廃棄物・リサイクル関係法令の規制対象となる。

（原子力安全・保安院資料）

2004年11月9日原子力委員会へ提出されたもの

## 私たちの批判

廃止した原子力施設は解体せず、密閉管理すべきである。放射能はできるかぎり拡散すべきでない。

リサイクルに不適なものまで、リサイクルする必要はない。放射能レベルがどうかは別として、「避けることのできるリスクを市民に付加することになる」

人の健康への影響は「無視できる」としているが、ゼロではない。放射能は、どれだけ低レベルでも被曝量に応じて確率的影響（ガンの罹患など）が生じる。

リサイクルされ、有価物とされたものは特段の規制を受けない。どのような製品に利用することも可能で、記録を残すことも、表示をすることも義務付けられない。

## 私たちの批判

クリアランスレベルは、  
どのように処分・再生利用されたとしても、人が受ける  
放射線の量が、年間当たり0.01ミリシーベルトを超  
えないよう、  
様々なシナリオを想定して算出されている。

クリアランスレベル (単位: Bq/g) <sup>ベクレル</sup>

H-3 : 200 (トリチウム)	Cs-134 : 0.5 (セシウム)
C-14 : 5 (炭素)	Cs-137 : 1 (セシウム)
Mn-54 : 1 (マンガン)	Eu-152 : 0.4 (ユーロピウム)
Co-60 : 0.4 (コバルト)	Eu-154 : 0.4 (ユーロピウム)
Sr-90 : 1 (ストロンチウム)	全核種 : 0.2
Ba-133 : 2 (バリウム)	

(原子力安全・保安院資料)

たとえ0.01ミリシーベルトであっても、不要な被曝は回避すべき

シナリオに基づく計算は、様々な仮定をおいて計算されている。  
シナリオや仮定を変えれば、算出結果は容易に変わりうる。

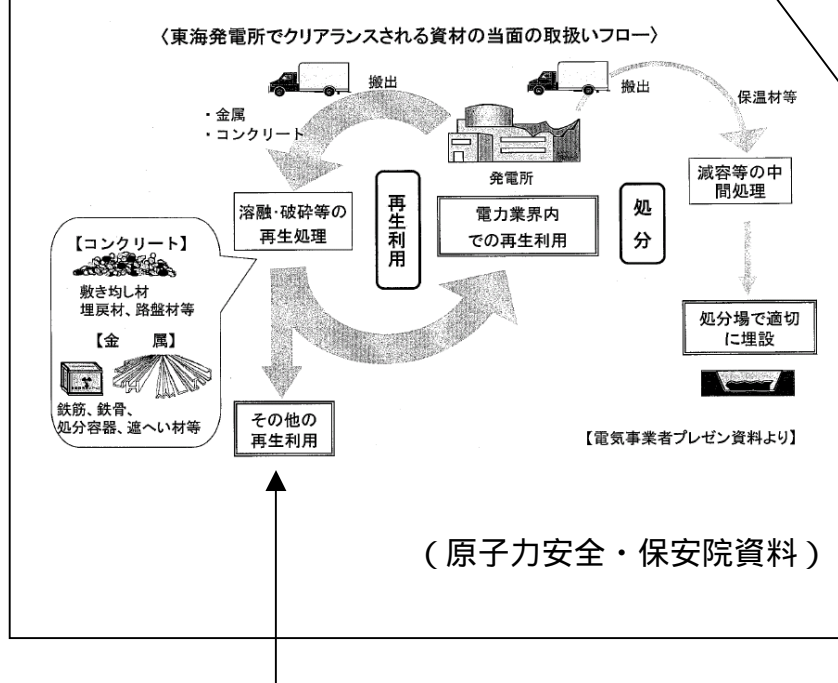
実際、1999年原子力安全委員会提案値よりも厳しい値がIAEA(国際原子力機関)から提案され、原子力安全委員会で再検討が行われている。

パブリックコメントにかけられた値

H-3 : 200 60	Sr-90 : 1 0.9
C-14 : 5 4	Ba-133 : 2 0.5
Mn-54 : 1 2	Cs-134 : 0.5 0.8
Co-60 : 0.4 0.3	Cs-137 : 1 2

見直しによって値が大きく変わり、見直し前まで安全とされていたものが危険になったり、その逆のケースも。  
安全の根拠はその程度の確からしさしかしかないと言える。

事業者には、搬出先の記録・保管などを求めていく。  
事業者では、業界内での再生利用を進める意向。



「その他の再生利用」は原子力施設由来の物であることを了解済みの処理事業者により行われるとされているが、その製品利用者まで了解を取るのか？  
知らない間に日用品などに再生利用されないか？

## 私たちの批判

制度化を審議した総合資源エネルギー調査会廃棄物安全小委員会の報告書では、搬出先の記録は1次搬出先のみ。  
搬出先で再生加工された製品の記録、表示は義務付けなし。

制度化には反映されない事業者の自主的措置。

「業界内での再生利用」は「制度が定着するまでの間」とされている。

「制度が定着」したかどうか、誰が判断するのか？  
また、その判断基準は？

仮に「制度が定着」したとして率先利用が解除される場合は、その旨、周知されるのか？

**仮にクリアランスを実施する場合は、  
少なくとも率先利用を期限なしで義務付けるべき**

ちなみに98年の日本鉄鋼連盟の文書「スクラップへの放射性物質混入問題への対応について(案)」でも、「管理された製品(限定再利用)として出荷される、という完全クローズドシステムを構築することが現実的」とされている。

# 放射性廃棄物のスソ切り処分のわる企み

末田 一秀

原子炉等規制法改「正」法提出へ

## はじめに

一定レベル以下の放射性廃棄物をリサイクル品や一般の廃棄物として扱うスソ切り処分(図1)の制度化がいよいよ法案として登場してくる見込みとなった。制度を検討していた総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会が、九月十四日の第一三回小委員会で、報告書「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」(以下「報告書」という)を取りまとめた。今後は、報告書を受けて制度

化設計・法案作成が行われ、来年の通常国会に原子炉等規制法改「正」案が提案される予定である。スソ切り処分が制度化されると、原発廃材が知らない間に再利用されて日常生活の場にもまわることも想定されている。原子力安全委員会の検討では、原発廃材の金属が再利用されるケースとして、フライパン、鍋、スプーン、ナイフ、飲料缶に再利用されることも想定されている。放射能の拡散を招くおそれがある法改悪を許さないために、問題点の整理を行い、反対の取り組み強化を訴えたい。

図1 スソ切り処分とは

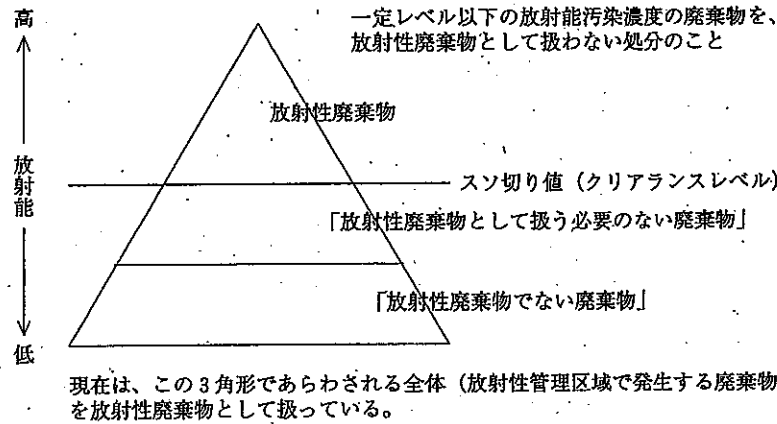
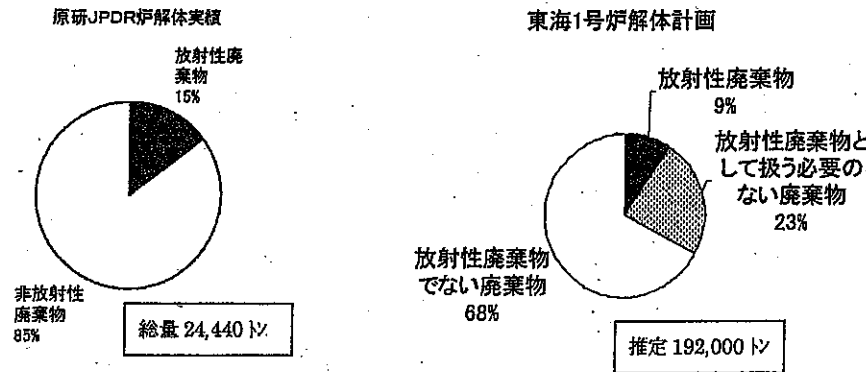


図2 スソ切り処分される廃棄物の割合 (東海1号炉)



110万キロワット級原発廃止に伴う廃棄物等の発生量推定値 (40年間運転の1基あたり)

区分	沸騰水型炉		加圧水型炉	
	発生量 (ト)	割合 (%)	発生量 (ト)	割合 (%)
低レベル放射性廃棄物	12,000	2.2%	6,000	1.2%
放射性物質として扱う必要のない物	29,000	5.4%	12,000	2.4%
放射性廃棄物でない廃棄物	495,000	92.4%	477,000	96.4%
合計	536,000	-	495,000	-

総合エネルギー調査会廃棄物安全小委員会報告書(2004年9月14日)

## 安上がり処分を狙う制度の目的

一九九八年に商業用原発で最初に営業運転を終えた東海原発は、二〇〇一年十二月から周辺設備を中心にした解体工事が進められている。熱交換器などの解体を行う第二期工事を二〇〇六年から、原子炉本体の解体撤去を行う第三期工事を二〇一一年から行う計画である。東海原発の解体工事では、一八万トン近くの廃棄物が発生すると見込まれているが、第二期工事からは放射能で汚染された廃棄物が多量に発生することになる。そこで、放射性廃棄物のスソ切り処分を制度化し、発生する廃棄物のうち放射性廃棄物として扱われる予定のものを、わずか一〇％に抑えようというのだ(図2)。電力会社が現在使用している標準的な原発(加圧水型や沸騰水型)は東海原発と形式や規模が違うため、解体すれば廃棄物の量も五〇万トンから五五万トンにのぼると予想されているが、スソ切り処分により放射性廃棄物として扱うものはわずか二〜三％に抑えられる予定である(表1)。

報告書取りまとめに先立って行われたパブリックコ

メント意見募集で「安上がり処分が目的」と指摘したところ、「平成九年一月にとりまとめられた総合資源エネルギー調査会原子力部会(当時)報告書(商業用原子力発電施設の廃止に向けて)においては、「今後、仮に、クリアランスレベルに係る制度が整備されなかった場合には、本来放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物が低レベル放射性廃棄物と混在されて処分されたり、再利用可能な資源が廃棄されることとなることから、環境負荷を増大させるのみならず、放射性廃棄物の処分費用をも不必要に上昇させることとなる」と指摘している。ただし、(中略)経済性が安全性に優先するものではない。」との文章が報告書に加筆された。

廃炉を解体撤去せず、密閉管理したほうが環境への負荷も少なく、処分費用も抑えられるが、おろかな基準を残すことが耐えられないのであろうか。

### 信頼できない基準値案

これ以下のものは放射性廃棄物としないという基準値は、正式にはクリアランスレベルという。一度、放

射能として規制していたものを規制領域から払い出す(規制しない)ことから名づけられた。

この基準値案、既に一九九九年に原子力安全委員会によって定められている。原発廃材を再利用したり、廃棄物として埋め立てた場合など、いくつかのシナリオを仮定し、その場合の被曝量が一般人の年間許容量の一〇〇分の一になるように計算して決めている。例えば、原発廃材の金属が再利用されフライパンになったケースでは、フライパンの金属が腐食して食品に入し、食べてしまう場合の被曝量を、フライパンの年間使用時間を二八〇時間と仮定し、フライパンの面積や鉄の腐食速度などを使ってもつともらしく計算しているのだ。そのような計算は仮定を変えれば結果はいくらでも変わり、信頼することはできない。

実際、制度化が検討されている現段階で、早くも見直し作業が原子力安全委員会クリアランス分科会で行われている。国際原子力機関(IAEA)が「規制除外、規制免除及びクリアランスの概念と適用」について検討を行ったため、これを反映する必要があるのだ。原子力安全委員会基準値案が五八核種であったのに対し、IAEA新提案値は二五七核種に及び、しか

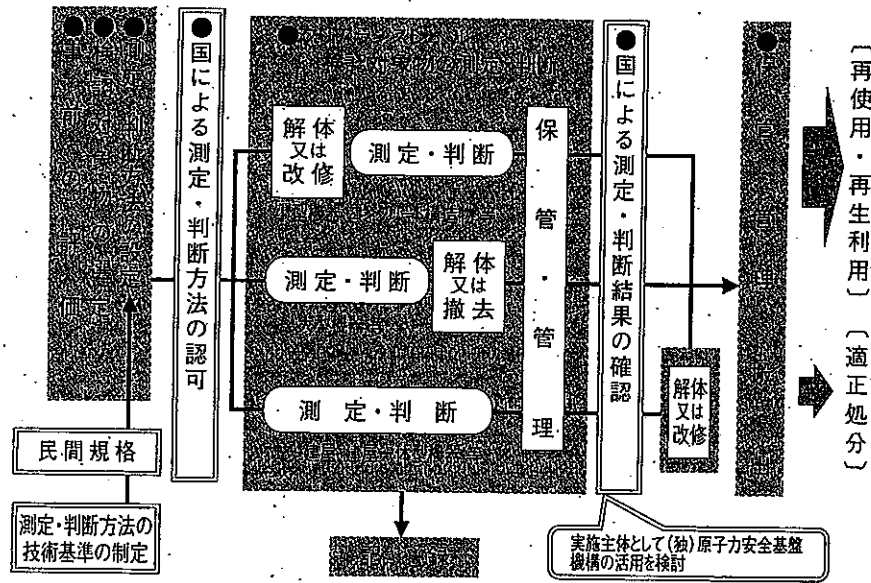
も希釈効果の考え方の違いなどから総じて厳しい値となっている。Ni 63、I 129、Ru 106、Sb 125では、原子力安全委員会基準値案よりも一〇倍以上厳しい値となっているのだ。考え方の違いにより基準値がいかに変わるかの典型例といえ、安全の根拠はその程度の確からしさしかないとも言えよう。

### 安全性は無視できるレベル?

基準値案は、先に述べたように、被曝量が一般人の年間許容量の一〇〇分の一になるように計算されている。放射能の影響には、これ以下であれば安全であるという「しきい値」はないが、報告書は、スソ切り処分について「人の健康に対するリスクが無視できる」としている。この表現はリスクがゼロではないことを認めたものだ。報告書取りまとめに先立って大阪で九月二日に行われた経済産業省主催のシンポジウムでは、「極小レベルのリスク」とも説明された。

近頃流行りのリスク論であるが、単にリスクの大きさだけで判断せず、リスクを受けるのは誰か、そのリスクと引き換えの利益は誰が受けるのかを考えなければ

図3 クリアランスレベル検認の流れ (原子炉施設の廃止措置の場合)



ならない。たとえ極小のレベルであっても避けることのできるリスクを市民に付加し、利益を得るのは原子力事業者という差別構造が問題なのだ。

### スソ切り制度の対象

報告書では「検認において当面想定される具体的な対象は、原子炉施設の廃止措置等に伴う廃棄物であり、ここでは、大量の物量が想定される原子炉の廃止措置を例に検討した。なお、本検討結果は、基本的に他の原子力施設から発生する廃棄物のクリアランスにも適用し得るものであり、今後クリアランス制度の法整備を行うに当たっては、原子炉施設のみならず、核燃料サイクル施設等を含めた原子力施設から発生する廃棄物全般を対象とした制度として検討することが必要である」とされている。

しかし、「他の原子力施設から発生する廃棄物のクリアランスにも適用し得る」とする根拠はなにも示されていない。この件をパブリックコメントで問いただしたところ、規制の枠組みとしては「適用し得るものであると考えています」としたうえで、「個別の施設

への適用に当たっては、原子力安全委員会におけるクリアランスレベルの検討とあわせて本検討結果の適用の妥当性について改めて確認しつつ行うことが適当と考えます。」と問題を先送りする回答であった。

原子炉施設の解体などという特殊な現場は、当初は緊張感を持って措置が行われるかもしれないが、全国に約六〇〇事業所もある放射性同位元素の取扱施設で厳格な取り扱いができるかどうかは疑問である。これらの事業所で発生した放射性廃棄物は現在アイソトープ協会が回収しているが、スソ切りされたものが市町村収集ごみや業者ごみとして処理されることも予想される。放射線管理区域から発生したのもほとんど一般のごみ扱いが行われ、知らずに紛れ込んだ放射能汚染が広がっていくケースも考えられる。廃棄物処理にあたる労働者や市民が被曝する事故の可能性も考えられ、看過できる問題ではない。

これらをまったく検討せず、「核燃料サイクル施設等を含めた原子力施設から発生する廃棄物全般を対象とした制度」を作ることなど許されない。

### 基準値を守る事が可能か

報告書は、検認の流れを「事前評価」「対象物の選定」「測定・判断方法の設定」「測定・判断」「保管・管理、搬出」とし、それぞれの段階の考え方をまとめるとともに、検認方法等の技術的要件を示している。流れの中で国の関与は、原子力事業者が策定する「測定・判断の方法」の認可と、「測定・判断結果」の確認の二段階で行うとしている(図3)。第一段階は机上の審査だけ、第二段階では記録の確認や抜き取り検査を独立行政法人原子力安全基盤機構が行う予定であり、実効性が問われる。

原子力安全委員会は「評価単位重量が数トン以内の対象物の平均放射能濃度がクリアランスレベルを満足していれば、評価単位の中で放射性核種濃度の偏りにより局所的にクリアランスレベルを超える部分が存在しても、平均化の効果により線量目安値に対する被ばく上の影響はないと評価している」としていた。このような考え方で行われる測定では、基準が遵守されているかどうか簡単には検証のしようもない。小委員会

でも「希釈との誤解を招かぬよう」との意見が出され、報告書では「事前に行われる汚染状況、汚染形態の把握により、局所的に濃度の高い箇所はクリアランスの対象外としたり、または除染したりすることにより、評価単位内の著しい放射性核種濃度の偏りは防止できるものと考えられる」とのただし書きが加えられている。また、事業者が行う測定については、膨大な量の廃棄物を全数正確に測定できるのかという疑問がパブリックコメントでも提出されたが、対象物の汚染の可能性および汚染形態をあらかじめ把握した上で行えば可能との見解であった。

また、報告書では「原子力事業者は、クリアランスレベル以下と判断された対象物については解体工事業や施設内の移送による汚染を防止するとともに、施設から搬出されるまでの保管に当たっては施設などにより隔離し、原子力事業者の承認を受けない者の接触を防止するなど、異物や汚染の混入などがないように適切に保管・管理しなければならない」とされていることから「解体工事現場という雑然とした場所で施設による隔離などが可能か具体的に示せ」とパブリックコメントで質問したが、回答は「具体的な保管場所や管理

れたことよって身元不明線源の事故が減ったのであるのか。実効性のある対策が示されない限り不安は解消されない。この件を指摘したパブコメ意見に対する回答は「クリアランスの制度導入によって、金属スクラップへの身元不明線源の混入が増加することとは直接関係がありません」とのすれ違いであった。

身元不明線源の事故としては台湾の事件がよく知られている。七〇世帯二四〇人が住んでいた台北市内のアパート「民生別荘」の部屋の壁から異常な放射線が出ていたことが、一九九二年に見えられた。調査の結果、壁のなかの鉄筋がコバルト六〇という放射能で汚染されていることが判明した。台湾の鉄は金属スクラップから作られるものが大半で、製造過程でスクラップに放射性同位元素コバルト六〇が混入し、放射性の鉄筋が建設用に出回ってしまったのだ。汚染鉄筋は当然「民生別荘」だけで使われたわけではない。一九九五年五月までに八五棟以上の汚染住宅が見つかり、その中には学校、幼稚園、デパートも含まれていた。

日本で同種の事故が起きてもおかしくない。二〇〇〇年四月二十八日、住友金属工業和歌山製鉄所にフィリピンから運び込まれた金属スクラップ入りのコンテ

方法については工事の進捗状況や事業所によっても異なることから、国による「測定判断方法の認可」あるいは「測定・判断結果の確認」を通じて適切に行われることを確認していく」というものであった。これでは納得のしようがない。

### 身元不明線源の混入

これまでは、放射能レベルに関係なく、放射線管理区域で発生するものはすべて放射性廃棄物と見なしてきた。スリ切りを実施すれば、この区域による明確な区分がなくなり、身元不明線源（放射線利用に使用されている放射線源が紛失、盗難等により管理の外に放置された状態）の廃棄物・金属スクラップへの混入の危険性が増えることが懸念される。このことについて、報告書は「このような事態に対しては、国内では文部科学省を中心に関係省庁が連携して対応を図るとともに、国際的にはIAEAにおいて各国における線源の管理を徹底させることを主眼に、放射線源の安全に関する国際取り決めを含む行動計画が実施されている」とされている。しかし、「行動計画」等が実施さ

ナから放射線が出ているのを、荷受場の放射線検出器が発見した。放射線量が高く線源が不明のため住金唱歌山から動かすこともできず、五月二十四日になってようやくコンテナを開けて調べたところ、放射線源は地層の水分密度を測定する密度計に使われていたCs 137 (330MBq)とAm 241 - Be (1800MBq)であった。同年五月八日、神戸製鋼加古川製鉄所に運び込まれたスクラップからも放射線が〇・二マイクロシーベルト毎時検出された。調べたところ放射能マークを粘着テープで隠した鉛容器が見つかり、容器のなかには医療用のラジウム針四本(296MBq)が入っていた。

### スリ切りされたものの用途

九八年九月に出された日本鉄鋼連盟の「スクラップへの放射性物質混入問題への対応について(案)」と題された文書では、資源エネルギー庁の委託で(財)エネルギー総合工学研究所が行った原発廃炉スクラップの再利用に関するヒアリングに次のように回答したと記されている。

「解体スクラップを受入れる場合には、①国民的合

意 ②技術的な安全性確保 ③異常時対処方法の確立が不可欠の条件であり、現時点ではいずれの条件も満たされていない。鉄鋼業界としては、原子力発電の必要性が高いことや少量とはいえ有用資源のリサイクルの観点から国民合意を前提に協力していきたい。そこで、管理されたスクラップ（クリアランス廃棄物の出し側および受入れ側での別管理）が管理されたプロセス（専用設備）で処理され、管理された製品（限定再利用）として出荷される、という完全クローズドシステムを構築することが現実的と考える。」ところが、この提案は無視され、報告書は「ならん条件をつけずに、一般のものと同様の扱いが可能」というのだ。

ただし、報告書では「原子力事業者においては、クリアランス制度が社会に定着するまでの間、クリアランスされた物については、原子力施設由来の物であることを了解済みの処理事業者や限定された産業廃棄物処分場に搬出すること、また、自ら率先して社会の理解を得つつ再生利用を進めることを表明しているが、このような取り組みは制度の円滑な定着に有効と考える」としている。「制度が社会に定着するまでの間」とされているが、原子力事業者が勝手に判断するので

か「「検認ミスにより安全上極端に問題となる状況は発生しないとしても、検認について、絶対ミスが発生しないという保証はないことを考慮すれば、そのような事態に備えるためにも搬出先の把握が重要ではないか」しかし、これらの意見は「クリアランスという概念は、あらゆるケースを想定して、適切かつ合理的な基準を定めこれを満足することが確認できれば、再生利用・再生利用が無条件に行えることが前提となっているため、これ以上のトレーサビリティは不要ではないか」という意見に押し切られた形になっている。

その結果、報告書では、本文ではなく図の注釈で「クリアランスされた物の処分又は再生利用の際の最初の搬出先について、制度が社会に定着するまでの間、事業者が把握・記録するよう求める」としている。しかし、原発の金属廃材が鉄鋼会社に払い下げられた場合、記録に残るのは最初の搬出先である鉄鋼会社までであり、そのリサイクル製品がどこで使われようが追跡はできない。

報告書は、「方が一、不測の事態により、放射性廃棄物として扱うべき物がクリアランスされた物に混入し、事業所外に搬出、廃棄されるような事態には」放

あろうか。その判断根拠はバブコメ意見への回答で「制度化後の実績」と説明されているが、「原子力事業者が率先利用しても閉じたルートであり、社会への定着とは直接リンクしない」と前述のシンポジウムで質問したところ、回答は「実績をもとに小委員会の意見も聞きながら」というあいまいなものであった。これでは、いつ率先利用が解除され、市中に原発廃材リサイクル品が出回るか明らかでない。安心しろというのは無理である。

### 追跡不能な搬出先の記録

小委員会の議論でも大きな論点となったのが、安心の担保のための搬出先の把握であった。第一一回小委員会資料に、第一〇回での委員意見がまとめられており、そのいくつかを以下に紹介する。「再使用・再生利用の場合、他の法令の適用がなければ、原子炉等規制法において搬出先の記録を要求してもよいのではないか。」「搬出先の把握については、事業者が把握することが望ましいとの表現に止めるだけでは不十分であり、行政庁として何らかの指針等を示すべきではない

放射性廃棄物の回収を含む適切な措置を講ずることも必要」としているが、追跡できないものをどうやって回収するのであろうか。

報告書は、小委員会議論で出された「安全と言うだけでは国民の安心には繋がらないことを考慮すべきではないか」という意見や美浜原発事故などを踏まえ、「理解の促進と信頼の醸成」の項を設け、「制度が安心感をもって受け入れられるためには、当事者である原子力事業者に対する国民や地域社会の信頼が大前提であることは言を待たず、一旦信頼を失墜するような行為が生ずれば、制度への影響は甚大であることを改めて指摘しておきたい」と記している。度重なる事故で信頼などどつくに損なわれていることをどう考えているのだろうか。

いよいよ来年の通常国会にスソ切り法案は提出される。反対の取り組み強化を重ねて訴えたい。なお、「放射性廃棄物スソ切り問題連絡会」<http://www2.gol.com/users/ansmith/susokirih.html>と私のホームページ「環境と原子力の話」<http://homepage3.nifty.com/ksueda/>も参照された。



## 原子力2 法案反対全国集会への海外からの賛同メッセージ

原子力2 法案反対全国集会を準備されている皆様へ

核廃棄物の規制を外す法案を阻止することは、世界の流れの中で非常に意義ある行動です。このことに挑んでくださって、有難うございます！皆さんの成功をお祈りすると共に、私たちも協力していきたいと思っています。

もし核のごみが、放射性でないものとして「野放し」にされれば、放射能による汚染は国境を越えて拡がりかねません。子供たちやお年寄りなど、抵抗力が低い人間も含めた、すべての生きとし生けるものが、意見を問われず、勧告も無く、検証不可能なまま増え続ける放射能汚染によって被ばくします。これは道義に反しています。私たちもまたそれぞれの国で、この全く必要性もなく、知られないまま健康や経済を脅かすことを止めるため、日々努力しています。

汚染は長期間無くならず、一度起きてしまうと取り返しがつかないので、この闘いは特に重要です。一度垂れ流された放射性廃棄物を回収するなど、現実的ではありません。廃棄物を「野放し」「クリアランス(規制解除)」「規制免除」「規制除外」、または放射性でないものとして扱うという法案ができる前に止めることで、垂れ流しをまず止めることができます。

日本政府は原子力産業を助け、自国と他国の人々の健康と経済を脅かす法案を、国会で通過させようとしています。私たちは、あなた方のこれを止めるための行動を全面的に支持します。これ以上の放射能による汚染を止めるための、そしてクリアランス制度の対象となる廃棄物を生み続ける原子力を止めるための世界の闘いにとって、この法案を通過させないあなた方の行動が非常に重要です。

また、原子力について特に意見を持たない人、または原子力を推進している人も多数、この法案に反対しているということも重要です。鉄や特殊鋼などの金属やアスファルト、コンクリート、プラスチック、土砂、木材、紙製品などのリサイクル業者は、原子力産業のために、汚染の可能性に脅かされています。そして、消費者の信頼を失う恐れもあります。

もし、原子力のごみが規制から外され、「野放し」「クリアランス」「規制免除」「規制除外」されるようになれば、赤ちゃんの玩具やファスナー、フライパン、歯列矯正器、建造物、車、家具、アルミ缶、ベルトの留め具、運動場や公園、そして道路も、核燃料サイクルのゴミから出る放射能によって汚染されるかもしれません。

いかなる政府も、どのようなレベルにせよ、一般の消費社会(もしくは規制されていない処分場)への発癌物質の流通を許可するべきではありません。日常的な流通から繰り返される被ばくによって、癌のリスクは増大し、抵抗力が弱まり、そして何世代にもわたる遺伝子障害や先天性異常、虚血性心疾患などが引き起こされるかもしれません。

私たちは、原子力発電や核兵器から出る放射性廃棄物が日常生活に流通しないよう、世界中で働きかけていきます。そして、集会にお集まりの皆さんと共に、この法案を阻止したいと思います。

親愛なる皆様へ

*INTERNATIONAL SUPPORT for Conference to Stop Two Nuclear Bills in Japanese Legislature*

Dear Kazuhide Sueda (Kansai Nuclear Waste Campaign), Baku Nishio (CNIC) and others organizing the Conference to Stop Two Nuclear Bills in the Japanese Legislature:

Your work to prevent deregulating nuclear waste is absolutely essential to the worldwide efforts! Thank you for taking on the challenge! We wish you success and offer our help.

If countries around the world allow nuclear waste to be “let go” as if not radioactive, radioactive contamination will spread internationally. All living things, including humans-children, the elderly and those with reduced immunity- will be exposed to unverifiable, increased levels of radioactive contamination without their consent or notification. This is unethical. We are working hard in our countries to stop this insidious and completely unnecessary health and economic threat.

This battle is especially important because the contamination can be long-lasting and irreversible. It will not be practical to recapture released radioactive wastes but *we CAN prevent the releases in the first place* by stopping laws and regulations that allow waste that is now regulated from being “let go,” “cleared,” “exempted,” “excluded,” or otherwise treated as not radioactive.

We fully support your efforts to prevent your government

from passing laws that subsidize the nuclear power industry and threaten your health and economics as well as that of the rest of the world. Your work to stop nuclear waste deregulation in Japan is extremely important in the world battle against radiation contamination and nuclear power which generates more waste to be deregulated.

It is important to realize too that many who have no opinion on nuclear power or are pro-nuclear are against the deregulating of nuclear waste. For the sake of the nuclear power industry, metal including steel and specialty metals, asphalt, concrete, plastics, soil, wood, paper and any other recycling industries are threatened with both physical contamination and with lack of consumer confidence.

If policies allowing nuclear power wastes to be “released,” “cleared,” “exempted” or “excluded” from regulatory control are adopted, everything from baby toys to zippers, frying pans, kids dental braces, buildings, cars, furniture, drink cans, belt buckles, play grounds, roads could end up radioactively contaminated from nuclear fuel chain wastes.

There is simply no justification for governments to allow known carcinogens *at any level* into the flow of daily commerce (or unregulated waste sites) resulting in routine, multiple exposures that increase risks of cancer, reduced immunity, genetic damage, birth defects for generations to come and possibly even ischemic heart disease.

We are working to prevent the deregulation and dispersal of radioactive waste from the nuclear power and weapons industries into daily commerce and *we stand with you to stop*

*it in Japan.*

SINCERELY,

AUSTRALIA

Simone Siracusa  
International Peace Pilgrimage 2004

Marcus Atkinson  
International Peace Pilgrimage

AUSTRIA

Heinz Stockinger, Chair,  
PLAGE - Überparteiliche Plattform gegen  
Atomgefahren

Matthias Reichl,  
Center for Encounter and active Non-Violence

Roland Egger  
Atomstopp International

Christiane Schmutterer  
ARGE ja zur Umwelt, nein zur Atomenergie  
Redaktion Neue Argumente

Inge Scherff  
Vienna

BELGIUM

Hans Lammerant  
Forum voor Vredesactie

BRAZIL

Ozimar da Silva Pereira  
Executive Director - São Paulo State Association  
of Physics Teachers

BULGARIA

Petko Kovatchev  
Centre for Environmental Information and  
Education

CANADA

S. (Ziggy) Kleinau  
Citizens For Renewable Energy

FINLAND

Anna-Liisa Mattsoff  
No More Nuclear Power movement in Finland

Jorma K. Miettinen

President of the Finnish Pugwash Committee

Ulla Kloetzer  
Women Against Nuclear Power

FRANCE

Jean-Yvon Landrac  
Réseau Sortir du nucléaire

GERMANY

Marion Küpker,  
Coordinator of GAAA (Gewaltfreie Aktion  
Atomwaffen Abschaffen), Hamburg

Patricia Biondo  
Cross Cultural Communication Consulting,  
Muenchen

THE NETHERLANDS

Frank van Schaik  
World Information Service on Energy (WISE),  
Amsterdam,

TAIWAN

Craig Clark,  
Kaohsiung Community Church,

UKRAINE

Tanya Murza  
WISE/NIRS

Anatoly Onoshko  
Ecoclub, Rivne

UK

Richard Bramhall  
Low Level Radiation Campaign

Professor Jalna Hanmer  
Leeds

UNITED STATES OF AMERICA

ORGANIZATIONS- National  
Nuclear Information and Resource Service  
Washington, DC

Diane D'Arrigo  
Public Citizen , Washington, DC

Brent Blackwelder, President,  
Friends of the Earth US

Lois Gibbs, Director  
Center for Health, Environment & Justice

Alice Slater  
Global Resource Action Center for the  
Environment

Damacio Lopez, Executive Director  
International Depleted Uranium Study Team  
(IDUST)

Wendy Oser  
Nuclear Guardianship Project

Richard D. Miller  
Government Accountability Project

US ORGANIZATIONS - STATE, REGIONAL,  
LOCAL

Carol Solomon  
Maryland United for Peace & Justice

Chris Trepal  
Earth Day Coalition, Cleveland

Michael Welch, volunteer  
Redwood Alliance, Arcata

Sara Barczak, Safe Energy Director  
Southern Alliance for Clean Energy (SACE)

Cheaper, Safer, Power  
Portland

Carolyn Treadway  
No New Nukes, Normal, Illinois

Dr. Conrad Miller  
Physicians For Life, Watermill, NY

Glenn Carroll, Coordinator  
GANE - Georgians Against Nuclear Energy

Don Richardson, M.D.

Western NC Physicians for Social  
Responsibility (PSR)

Lewis Patrie, M.D.  
Physicians for Social Responsibility PSR

Judi Friedman,  
PACE (People's Action for Clean Energy)

Deb Katz  
Citizens Awareness Network

Sandra Gavutis, Executive Director  
C-10 Research and Education foundation, Inc.  
(Citizens within a 10 mile radius of Seabrook  
Nuclear Power Plant)

Tri-Valley CAREs (Communities Against a  
Radioactive Environment)

Gladys Schmitz, SSND  
Mankato Area Environmentalists

Mitzi and Pete Bowman  
Don't Waste Connecticut

Buffalo Bruce  
Board Chair, WNRC

Dr. Judith H. Johnsrud  
Environmental Coalition on Nuclear Power

Elizabeth Mozer  
S.U.M. (Stop Uranium Mining)

Michel Lee, Esq., Chairman  
Council on Intelligent Energy & Conservation  
Policy

David Hughes, Executive Director  
Citizen Power

Karen H. Prather  
Concern About Radiation In the Environment  
(C.A.R.I.E.)

Susan Clark, Catherine Lincoln  
Americans for a Safe Future

Peg Ryglisyn  
Connecticut Opposed to Waste

Michael J. Keegan  
Coalition for a Nuclear Free Great Lakes

Don Eichelberger  
Abalone Alliance Safe Energy Clearinghouse

Alice Hirt ,  
Don't Waste Michigan

Kathryn Barnes ,  
Don't Waste Michigan

Keith Gunter ,  
Citizens' Resistance at Fermi Two

Staci-lee Sherwood  
American Working Group for National Policy

E.M.T. O'Nan, Director  
Protect All Children's Environment

Greg deBruler  
Columbia Riverkeeper

Greg Wingard,  
Executive Director, Waste Action Project

Mary Lampert  
Pilgrim Watch

Olaranna Viereck, Director  
HOME: Healing Ourselves & Mother Earth

Bob Brister, Convener  
Green Party of Utah Ecology Working Group

Stephanie Mertens, ASC  
US/ASC Justice and PeaceOffice

Mary Beth Brangan, James Heddle  
Ecological Options Network, EON

Gregg Jocoy  
York County (SC) Greens

Lynda Marin  
Santa Cruz Weapons Inspection Team

Pat Birnie  
Women's International League for Peace and  
Freedom, Tucson Branch

Betty Schroeder  
Arizona Safe Energy Coalition

Dr. Mha Atma S Khalsa, Director  
Earth Action Network

Robert Auer  
Energy Solutions

Clem Wilkes, President  
California Safe Food Coalition

Dennis Larson  
CASE - Citizen Action for Safe Energy

Alex Merchant  
Campus Coordinators, Nader for President

Carol Solomon  
Maryland United for Peace & Justice

Joseph Mirabile, Director  
EcoBridge

Judi Poulson  
Fairmont, Minnesota Peace Group

Joseph DeMare  
Host, Green Radio

Frank C. Subjeck  
Air Water Earth Organization

**INDIVIDUALS, FAMILIES,  
BUSINESSES-- USA**

Dr. Rosalie Bertell  
Retired President, International Institute  
of Concern for Public Health  
Member of the Science Oversight Board of the  
National Association of Public Health Policy

Misha Fredericks and family, Highland  
Walter Reece (Japan Theater)  
Ron Peterson & Family  
Kathryn Paddock, Hidden Hills  
Rikardo Jahnke, Gays Mills  
Roger Bau, One Camino Santa Maria  
J. M. Holt, Boulder  
Rael Nidess, M.D., Marshall  
Theodore N. Ritz  
Ritzwoodwork, Warren  
Laura Cayford, Asbury Park  
Robert Shortz , Wilkes-Barre  
Ruth Stambaugh, Black Mountain  
Nancy Leiserowitz, Mason  
Ernest Goitein, Claire Feder, Atherton  
Murmon Moore, Ceredo  
Ryan Camp, Indianapolis  
Kathleen Masser, Santa Monica  
Keval Kaur Khalsa, Durham  
Marvin Lewis, Phila  
Sharon M. Callahan, Plainsboro  
Elisa Young, Racine  
Jane Latus, Canton  
Shawn Branch, Mesquite  
Mr. Tracy McLellan, Lansing  
Dr. Daniel Szyld, Philadelphia  
James N. Overby, Jackson  
Michael Merenda, Santa Barbara  
Cheryl Chandler, Cortez  
Isabella Lacki, Harrisburg  
Peter Bock M.D., Eudora  
Kathy Scharplaz, Minneapolis  
Ellen Murphy, Bellingham  
Mary Lebert, University of Michigan Law  
School  
Eugene Zenzen, Pullman  
Louise Baker, Akron  
Sherry Hutchison, Des Moines  
Kingman Lim, Berkeley  
Ben Demar, Seattle  
Harold A. Dean, New Orleans  
Barbara A. Porter, Sevierville  
Martha Humphrey, , Louisville  
K. K. Schulte, Tulsa  
Christian Hartleben, Philadelphia  
Peter Schumacher, San Francisco  
Evelyn C. Lundstrom and Family, Sunnyvale  
Elaine M. Rutkowski, Coraopolis  
Maitland B. Alexander, Moorpark

Art Hanson, Lansing  
Charles W. Morgan, Willimantic  
MR. Ignatius J Wozniak, Owego  
Roberta Schonemann, West Lafayette  
William F. Torrance, Jr., San Anselmo  
Melissa Leonard, Naugatuck  
Susan Alice Griffiths, Milan  
Fred Lavy, Harrisonburg  
Dave Ladd, McEwen  
Marie Prescott, Green Mountain  
Emily Bellamy, St. Louis  
Martha Ferris, Vicksburg  
Kos Kostmayer,, Vicksburg  
Constance Kosuda, Las Vegas  
Daniel Jameson  
Sidney Goodman, Mahwah  
Jim Head, Berkley  
Shawn Wozniak, East Lansing  
Jim Klosterman , Member Green Party Ohio  
Paul Stein, NY  
Chris W. Avery, Novato  
Tori Weaver, Victorville  
Chris Skoglund, Newton  
The Paloff Farm, Minelle Paloff  
Judy W. Soffler, New City  
William E. Norsworthy, Jr., Stockton  
Edward Dunar, Mequon  
George Berreman, Ventura  
Renata Dobryn, Montauk  
William E. Perkins, Pacific Palisades  
Anita Knight, St. Petersburg  
Steve Breyman  
Fred Golan, Los Angeles  
Matthew Ryg, St. Paul  
Don Wright, Glendale  
Seth Shulman, OD, MS, Webster  
Patricia Gula, Sun Lakes  
Retired: U.S.Public Health Service  
Ron Dutra, San Francisco  
Larry Siegel, Plainsboro  
Leonard & Eleanor Johnson, Walnut Creek  
Elinor Wiess, Clarence  
Leonard Gosule, Stoughton  
Gayna Uransky, Garberville  
Martha Spiegelman, Irwin Spiegelman, Amherst  
Roger and Eleanor Fitch, Albuquerque  
Henry W. Peters, Michigan  
Catherine Marciniak, Hillsboro  
William W. Smith III, Jamestown



Ruth Roberts, Don Snell, Georgetown  
Mark Reback, Los Angeles  
Craig Fiels, Santa Fe  
Susan Tansky, Sherman Oaks  
Julia Ralles, NYC  
Allan Nichols, Juneau  
Ben Buckman  
University of California, Santa Barbara  
Elaine Engel , Cheney  
Christopher Rodgers, Reading  
Roger Santerre, New Paltz  
Claude Faulkner, Claremore  
Frances Lamberts, Jonesborough  
Kay Drey, St. Louis  
Marliss Rogers, Port Washington  
Jessie Pauline Collins, Whitesburg  
Mitchell Maricque, Greenbay  
Harold & Marjorie Johnson, Salinas  
Athanasia Gregoriades, New York  
Ben Stucki, Floyd  
Patricia O'Leary, College Park  
Barb Percival, Garden City  
Patricia Constantino, Brooklyn  
Eric Bourgeois, Ph.D., Cambridge  
Mr. Bobbie Dee Flowers, New York  
Nancy Lewis, Eugene  
Joy Reese, Chicago  
Georgene D. Hand, Hermosa Beach  
Adam Geisler, Chicago  
Jane Childers, Overland Park  
Matthew Yocum, student teacher

Dear delegates

An intense debate is developing in the UK about whether to build a new generation of nuclear power stations.

At the same time, the UK continues to grapple with a 50 year legacy of radioactive waste and contamination arising from its civil and military nuclear programmes.

The ground at many of the 70 or so licenced nuclear sites and other installations has become radioactively contaminated from accidents and spillages and the full picture has still to emerge here. Concrete and metal structures contaminated by nuclear operations will in time be demolished. Planning is now underway for nuclear decommissioning at sites that will transfer from BNFL and the UK Atomic Energy Authority ownership to the newly created Nuclear Decommissioning Authority (NDA) on 1 April 2005. This includes the major chemical reprocessing facility at Sellafield and the smaller facility at Dounreay. Contamination on Ministry of Defence and British Energy sites has yet to be quantified but the picture emerging from work undertaken by the NDA, and its forerunner in the Government's Department of Trade and Industry, is clear: some 15 times the volume of the existing UK low level waste facility at Drigg has been identified for potential future radioactive waste management. The question in the industry mind is: does it all need to be contained and managed or can some of it be reused for restricted purposes or released from regulatory controls for disposal, dilution and dispersal or recycling?

Contaminated metals cleared for recycling will have an economic value whereas designating them a waste incurs costs. The economic pressures within the nuclear industry, and Government mindful of the cost of the liabilities it has inherited (some £50 billion in the case of the NDA), are bound to result in proposals to relax regulatory controls and greater use of 'free release' for lightly contaminated materials. As I write the UK Health and Safety Executive is considering privately how it can initiate a public debate about recycling contaminated metals. The UK Construction Industry Research and Information Association is currently leading two projects to identify publicly acceptable criteria for the release of contaminated land and the reuse of contaminated material.

But how can we determine what is safe? The risk of chronic human exposure both externally and internally, at very low doses, remains scientifically controversial. We simply do not know what is 'safe' or, in the words of the UK Health and Safety Executive, what is a 'tolerable risk'. The precautionary principal requires us to err on the side of caution. We must concentrate and contain wastes that could pose a future health risk, not release them from regulation for dilution, dispersal or unregulated dumping.

Stewart Kemp

Secretary

UK Nuclear Free Local Authorities

皆様

英国では、次世代の原子力発電所の建設をめぐり、激しい議論が始まっています。同時に、過去50年間の民生と軍事の核開発による放射性廃棄物や汚染への取組みも続いているのです。

およそ70カ所ある核施設とそれに関連する施設は、事故や放射能漏れなどによって汚染されています。そして、これが全てではないのです。原子力発電の操業によって汚染された鉄筋コンクリートの建物は、時が来れば解体しなければなりません。核施設の解体は、2005年4月1日をもって、BNFL（英国原子燃料公社）とUKAEA（英国原子力機構）の両者から、新設のNDA（原子力廃止措置機関）の所有へ移行する予定です。この移行は、セラフィールドの化学再処理施設とドンレイにある同様の施設などが対象になります。

英国国防省とエネルギー関連施設における汚染の量はまだ分かっていませんが、NDAと、その前身である英国政府の貿易産業省の努力によって、徐々にその全貌が明らかになりつつあります。それによると、将来英国が管理しなければならない放射性廃棄物の体積は、現在ドリッグで操業中の低レベル放射性廃棄物施設の、およそ15倍にも上ると言われています。

産業界の考え方は、それらは全て容器に収納され、管理されなければならないのか、それとも、極めて限られた用途に再利用するか、または規制を外して廃棄や希釈、散布、リサイクルが可能なのか、という疑問ばかりです。汚染された鉄材はごみとして扱えば、費用がかさむ反面、規制の対象から外せば経済的な価値が付きます。原子力産業界の圧力と、抱え込んでしまった巨大な負債で頭がいっぱいの政府（\*注1）が結果として、規制緩和の計画や、軽く汚染されているけれど「野放し」にされた物の活用につながっています。

こうして私がこの手紙を書いている時にも、英国の安全衛生に携わる行政は、どのようにして汚染された鉄材のリサイクルについて、世論を巻き起こすきっかけを作る事が可能か、私的に検討しています。英国建設業情報調査協会は現在、汚染された土地の開放と汚染物質の再利用について、一般に受け入れられる基準を明らかにする2つのプロジェクトを進めています。

しかし、どのようにして何が安全かを定めることが可能でしょうか？

長期にわたる外部もしくは内部の低線量被曝によるリスクについては、未だ科学的に議論の余地があります。私達は、ただ何が「安全」なのか分からず、また言い換えれば、英国の安全衛生行政による「忍耐可能なリスク」とは何なのか知らないという事です。間違いをおかすならば、どちらかと言えば慎重な範囲であるよう、予防原則は求めています。私達は将来、健康を害しかねない廃棄物を濃縮・収納すべきであり、決して規制対象から除外して希釈や散布、規制外処分の対象としてはなりません。

\*注1 NDAによる処分については500億ポンドとも言われる

スチュワート・ケンプ

英国非核自治体協議会事務局長

衆議院・経済産業委員会

委員長	河上 暲雄	公明	3508-7018	3508-3818	kawakami-nobuo@jcom.home.ne.jp
理事	河村 建夫	自民	3508-7009	3502-5085	g01410@shugiin.go.jp
理事	櫻田 義孝	自民	3508-7338	3508-3338	y-sakurada@mub.biglobe.ne.jp
理事	平井 卓也	自民	3508-7307	3508-3307	takuya@hirataku.com
理事	松島 みどり	自民	3508-7188	3508-8007	info@matsushima-midori.jp
理事	鈴木 康友	民主	3508-7325	3508-3325	supporters@yasutomo-net.com
理事	細野 豪志	民主	3508-7116	3508-3416	hosono@goshi.org
理事	吉田 治	民主	3508-7271	3508-7281	yoshida@y-osamu.com
理事	高木 陽介	公明	3508-7481	5251-3685	yousuket@nona.dti.ne.jp
	遠藤 利明	自民	3508-7158	3592-7660	entake8@ruby.ocn.ne.jp
	嘉数 知賢	自民	3508-7245	3597-2782	
	北川 知克	自民	3508-7066		office@k-tomokatsu.com
	小杉 隆	自民	3508-7267		ekosugi@be.to
	佐藤 信二	自民	3508-7318		sato-shinji@sato-shinji.gr.jp
	坂本 剛二	自民	3508-7422	3592-9034	g02165@shugiin.go.jp
	菅 義偉	自民	3508-7446	3597-2707	info@sugayoshihide.gr.jp
	竹本 直一	自民	3508-7449	3597-2804	g02707@shugiin.go.jp
	谷畑 孝	自民	3508-7276	3508-3726	tanihata@gold.ocn.ne.jp
	中西 一善	自民	3508-7392	3508-3632	info@ichizen.net
	西銘 恒三郎	自民	3508-7131		
	野田 毅	自民	3508-7415	3501-7538	g03476@shugiin.go.jp
	平田 耕一	自民	3508-7058		hirata-51@minos.ocn.ne.jp
	望月 義夫	自民	3508-7130	3508-3430	g04541@shugiin.go.jp
	森 英介	自民	3508-7162	3592-9036	morijimu@kdkaso.co.jp
	山口 泰明	自民	3508-7487	3508-3367	g04688@shugiin.go.jp
	山本 明彦	自民	3508-7441	3508-4052	akihiko@mx1.tees.ne.jp
	大畠 章宏	民主	3508-7231	3502-5953	g01007@shugiin.go.jp
	奥田 建	民主	3508-7148	3503-0303	tokyo@okuda-ken.gr.jp
	海江田 万里	民主	3508-7316	3508-3316	banri@aya.com
	梶原 康弘	民主	3508-7286		seiji@kajiwarayasuhiro.org
	菊田 まきこ	民主	3508-7524		chinanow@aurora.ocn.ne.jp
	近藤 洋介	民主	3508-7605		info@kondo21.com
	佐藤 公治	民主	3508-7439	3508-5250	ksatou@urban.ne.jp
	高山 智司	民主	3508-7036		taka@s-takayama.com
	中山 義活	民主	3508-7092	3502-8999	yosikatu@dream.ocn.ne.jp
	計屋 圭宏	民主	3508-7479		keikou@hakariya.org
	村井 宗明	民主	3508-7197		info@murai.tv
	渡辺 周	民主	3508-7077	3508-3767	shu@watanabeshu.org
	江田 康幸	公明	3508-7339	3508-3339	g05388@shugiin.go.jp
	塩川 鉄也	共産	3508-7507	3508-3937	

参議院・経済産業委員会

委員長	佐藤 昭郎	自民	3508-8316	5512-2316	akio@satomizu.com
理事	泉 信也	自民	3508-8220	3503-5589	fwhn9589@mb.infoweb.ne.jp
理事	加納 時男	自民	3508-8737	5512-2737	tokio@eco-22.com
理事	小林 温	自民	3508-8312	3539-3121	info@kobayashiyutaka.com
理事	藤原 正司	民主	3508-8238	5512-2238	
理事	渡辺 秀央	民主	3508-8722	3593-0671	
	魚住 汎英	自民	3508-8201	5512-2201	hirohide_uozumi@sangiin.go.jp
	沓掛 哲男	自民	3508-8417	5512-2417	kutukake@po.incl.ne.jp
	倉田 寛之	自民	3508-8606	3581-0440	info@kurata-hiroyuki.org
	保坂 三蔵	自民	3508-8503	3502-2095	sanzo_hosaka@sangiin.go.jp
	松田 岩夫	自民	3508-8605	3508-0588	imatsuda@po.ijnet.co.jp
	松村 祥史	自民	3508-8728		
	加藤 敏幸	民主	3508-8223		
	木俣 佳丈	民主	3508-8317	5512-2317	pga@pop21.odn.ne.jp
	直嶋 正行	民主	3508-8736	3503-2669	atg002@fine.tns.ne.jp
	平田 健二	民主	3508-8332	5512-2332	
	藤末 健三	民主	3508-8637		info@fujisue.net
	浜田 昌良	公明	3508-8731		info@hamada-m.com
	松 あきら	公明	3508-8610	5512-2610	akira_matsu@sangiin.go.jp
	田 英夫	社民	3508-8406	5512-2406	hideo_den@sangiin.go.jp
	鈴木 陽悦	無所属	3508-8612		info@suzuki-youetsu.tv

## 集会決議

今国会に提出予定の原子力2法案は大きな問題を抱えている。

原子炉等規制法「改正」案は、スソ切り処分（クリアランス制度）の導入と核物質防護対策の強化が主要な「改正」点とされている。

低レベルの放射能の規制を外すスソ切り処分が導入されると、日用品にリサイクルされる原発廃材にその旨の表示さえされず、消費者は知らないままにごく低線量とはいえ被曝を強いられる。このようなことは到底容認できない。

また、核物質防護対策では、不満を持つ従業員等を仮想敵とするなどの脅威を想定して防護措置を取ることを義務付け、核物質防護検査制度を創設する予定である。防護措置体系を知り得る従事者に守秘義務をかけることも予定されており、内部告発の抑止につながる恐れがある。守秘義務対象の情報には、核燃料輸送の日程及びルートなども含まれ、防災体制の充実のために情報公開を求める市民や自治体の声は封殺されることになる。私たちがかねてから危惧してきた核管理社会を具体化させるこのような規制強化は、民主主義の社会に相容れない。

もう一つの法案は、バックエンド（後処理）事業の制度措置に関する新法である。総合資源エネルギー調査会電気事業分科会が昨年8月末に示した中間報告をもとにしたもので、再処理工場廃止費用や超ウラン廃棄物処分費用などこれまで措置されてこなかったバックエンド費用を新たに電気料金に上乗せして徴収し、積立先を電力会社の内部留保から指定法人の外部積立方式に変更する。標準家庭で毎年約1000円の負担増と考えられている。六ヶ所再処理工場の危険な本格操業への条件整備と位置づけられる新たな費用負担を、私たちは受け入れることなどできない。

本日、私たちは「放射能の野放しも再処理費用負担も核管理社会もごめんだ！原子力2法案反対全国集会」を開催し、改めて両法案に反対することを確認した。よって、次の要求を行う。

- 一．国は、今国会への原子炉等規制法「改正」案など原子力2法案の提出を取りやめ、制度設計をやり直すこと
- 二．国会は、原子力2法案が提出された場合は、問題点を徹底的に審議し、廃案にすること

以上、決議する。

2005年2月6日

「放射能の野放しも再処理費用負担も核管理社会もごめんだ！  
原子力2法案反対全国集会」参加者一同

## 今国会に提出予定の原子力法案とその問題点

名称	原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）改正案		原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案	積立金の損金算入を認める租税特別措置法の改正案
法提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃炉になった原発の解体撤去で多量の廃棄物が発生</li> <li>・ 放射性廃棄物としての処分では、処分費が高騰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プルトニウムなどの核物質が強奪されたり、核施設が攻撃されたりすることのないよう、防護措置の強化が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再処理費用は再処理引当金として電気料金収入から引き当て実施済み</li> <li>・ 再処理工場の廃止費用や超ウラン廃棄物の処分費用などこれまで措置されてこなかった費用の措置が必要</li> </ul>	
法案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定レベル（クリアランスレベル）以下の放射性廃棄物を放射能の規制対象から外すクリアランス制度を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が具体的に想定される脅威（「設計基礎脅威」）を設定。事業者に防護措置を義務づけ、措置の実効性を監視する定期の「核物質防護検査」を行なう</li> <li>・ 従業員らに罰則付きの守秘義務を課す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに未措置の費用を新たに電気料金に上乗せして徴収</li> <li>・ 積立先を電力会社の内部留保から指定法人の外部積立方式に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記積立金の損金算入を認める租税特別措置を実施</li> </ul>
予想される事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉1基あたり50万トンを超える「放射性廃棄物」として管理されるべき廃棄物の98～99%が放射能の規制対象外に</li> <li>・ 放射能規制から外れた鉄材などは日用品などにリサイクルされたり、普通の産業廃棄物として処分</li> <li>・ 私たちの暮らしの中に放射能が入り込むことに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「不満を持つ従業員等」も「仮想敵」と想定</li> <li>・ 電力会社・関係会社の職員の借金状況やアルコール・薬物依存性の調査、犯歴情報チェックなどの個人情報管理して監視</li> <li>・ 守秘義務対象の情報には、核燃料輸送の日程及びルートなども含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準家庭で毎年約1000円の負担増</li> <li>・ 今後、必要経費の増でさらなる負担も</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力会社は、拡充される「使用済核燃料再処理準備金」を損金処理して税制上の優遇措置により負担軽減</li> </ul>
主な問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 膨大な廃棄物の放射能測定が正しく行なわれるか疑問</li> <li>・ 低い線量でも被曝量に応じてガンにかかる確率が増加するなど悪影響</li> <li>・ 原発廃材再利用製品の消費者にも、埋設地の周辺住民にも、何の警告も表示もされない。</li> <li>・ 記録は、「制度が社会に定着するまでの間」第1次搬出先までと限定。不測の事態に対応できない。</li> <li>・ 電力会社が原発廃材再利用製品を率先利用するとしているが、その措置も「制度が社会に定着するまでの間」と限定。その後は、再利用製品に制限なし。</li> <li>・ 「制度が社会に定着するまでの間」とは誰がどのように判断するのか、説明なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「核物質防護」という大義名分のもとに明らかな人権侵害をも合法化</li> <li>・ 防災体制の充実のために情報公開を求める市民や自治体の声は封殺される</li> <li>・ 内部告発も抑止される</li> <li>・ 核管理社会を具体化させる規制強化は、民主主義の社会に相容れない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要もなく、事故や核拡散の危険が大きい六ヶ所再処理工場の費用の負担を求められることに私たちは反対</li> </ul>	

**疑問点の徹底審議で、法案をぜひ廃案に追い込んでください！**

# クリアランス制度

## 原子力安全・保安院の主張

限られた資源を安全に  
有効利用するための制度です。



一般公衆の年間線量限度の  
**1 / 100 程度は無視して、**  
国民のみなさんに被曝をお願いします。

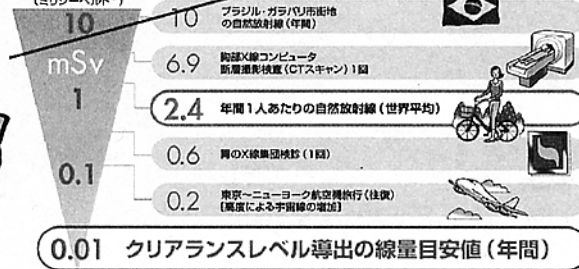
### クリアランスレベルとは？

クリアランスレベルは、原子力施設から出てくる金属やコンクリートが、どのように再利用されたり処分されても、人体への影響が1年間あたり0.01ミリシーベルト以下となる放射能レベルのことをいいます。



#### 日常生活の中で受ける放射線

放射線の量  
(ミリシーベルト<sup>※</sup>)



出典：資源エネルギー庁「原子力2003」にクリアランスレベル導出の線量目安値(年間)を追加

※ シーベルト：人体が放射線を受けた時、その影響の強さを表すものとして使われる単位

# しかし実態は…… → 次頁

発信元：放射性廃棄物スソ切り問題連絡会

telephone: 075 701 7223 facsimile: 075 702 1952 京都市左京区田中関田町 22-75-103



### 有効利用の実態は……

回収され、リサイクルされている鉄スクラップ

(社)日本鉄リサイクル工業会 1999年を参照

約3,200万とトンの……

実用発電用原子炉施設の廃止措置に伴い発生する廃棄物等の発生量（推定）単位：万トン

放射能レベル区分	BWR (110万kW級) [沸騰水型原子炉]			PWR (110万kW級) [加圧水型原子炉]			GCR (16万kW級) [ガス冷却炉]		
	金属	コンクリート	計	金属	コンクリート	計	金属	コンクリート	計
低レベル放射性廃棄物	0.9	0.4	1.3	0.4	0.2	0.6	0.3	1.8	2.2
放射性物質として扱う必要のない物	2.1	0.7	2.8	0.3	0.8	1.2	0.6	3.6	4.2
放射性廃棄物ではない廃棄物	0.8	48.7	49.5	3.4	44.3	47.7	1.0	11.9	12.9
合計	3.8	49.8	53.6	4.1	45.4	49.5	1.9	17.3	19.2

(注) 1. 合計は端数処理のため合わないことがあります。また、これは各炉型1基当たりの発生量です。  
 2. (方) エネルギー総合工学研究所「実用発電用原子炉技術調査報告書」(平成12年3月)を基にIAEA安全指針の値をクリアランスレベルに用いた場合の廃棄物等の発生量を推計したものです。

**2.9万トン**



**$\frac{1}{1000}$  以下**

**3.7万トン**



**$\frac{1}{800}$  以下**

未来の子どもたちの被曝の代償が、

**たったこれだけの有効利用 !?**

発信元：放射性廃棄物スソ切り問題連絡会

## しかも本当のところ……

得をするのは……

損をするのは……



**電気事業者**



**現場労働者  
一般公衆**

本当に必要な制度でしょうか？

**政治家としての理念が問われています。**